

## 八王子市認知症家族サロン事業補助金交付団体審査に関する要綱

平成 26 年 9 月 1 日施行

平成 29 年 4 月 1 日改正

### (目的)

- 第1条 この要綱は、八王子市認知症家族サロン公募要綱（平成29年4月1日施行。以下「公募要綱」という。）第2条に規定する補助対象者の審査に関し、八王子市認知症家族サロン事業（以下「認知症家族サロン」という。）の趣旨に沿った運営を効率的・効果的かつ安定的に行うことができる団体を公正かつ適正に判断し、決定するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 認知症家族サロンの主旨は、八王子市認知症家族サロン事業実施要綱（平成26年9月1日施行）第2条に定めるものをいう。

### (審査)

- 第2条 公募要綱第4条に規定する応募団体の審査は、事業内容、実施体制、運営の安定性や公平性等について総合的に判断するため、公募要綱に規定する各号様式の内容に基づく書類審査及び応募団体によるプレゼンテーションにより行う。
- 2 団体の審査を行う者は、別表第1に掲げるものをもって充てる。

### (審査方法)

- 第3条 審査方法は、八王子市認知症家族サロン運営団体審査表（第1号様式）に基づき実施する。
- 2 審査に当たって必要と認められる場合は、応募団体に対して個別にヒアリング等を実施し、内容の確認を行う。

### (補助対象者の決定)

- 第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。
- (1) 第2条第1項に定める条件や適性に関する要件を満たしていること。
  - (2) 別表第2に掲げる最低基準点を満たした団体のうち、最高点を獲得した団体であること。
  - (3) 関係法令に違反しないことが認められる団体であること。
- 2 前項の規定により補助対象者として決定した団体については、前条の規定によらない審査方法によって補助対象者として決定することができる。

(庶務)

第5条 審査に関する庶務は、福祉部高齢者福祉課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正前の第4条の規定に基づき補助対象者として決定した団体は、改正後の第4条第1項の規定に基づき補助対象者として決定した団体とみなす。

別表第1 (第2条関係)

審査委員長	福祉部長
副委員長	認知症の方の家族を支援する会代表
委員	福祉部高齢者福祉課長
委員	福祉部高齢者いきいき課長
委員	南多摩保健医療圏認知症疾患医療センター職員
委員	八王子市地域包括支援センター長会代表
備考「認知症の方の家族を支援する会代表」、「南多摩保健医療圏認知症疾患医療センター職員」及び「八王子市地域包括支援センター長会代表」は、市からの依頼により当該団体から推薦された者とする。	

別表第2 (第4条関係)

出席委員数	最低基準点
6名(全員出席)	432
5名(1名欠席)	360
4名(2名欠席)	288
3名(3名欠席)	216